二　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置までの又は受信用光伝送装置の出力端子までのものでであって、当該搬送波の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）　二四デシベル以下
三　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）　四五デシベル以下

を

二　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置までの又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	（一）　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比が四五デシベル以上であるときは、二四デシベル以上
三　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	（二）　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比が三三デシベル以上であるときは、二五デシベル以上

に

改め、同項第二号の表を次のように改める。

区別	条件
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比が三三デシベル以上であるときは、二五デシベル以上

第十六条第二号中「（一）一九デシベル以上（＋）一四デシベル以下」を「マイナス一九デシベル以上プラス一四デシベル以下」に、「（一）二〇デシベル以上（＋）一八デシベル以下」を「マイナス二〇デシベル以上プラス一八デシベル以下」に改め、同条第三号中「（一）一二デシベル以上（＋）二〇デシベル以下」を「マイナス一二デシベル以上プラス二〇デシベル以下」に、「（一）八デシベル以上（＋）一九デシベル以下」を「マイナス八デシベル以上プラス一九デシベル以下」に改め、同条に次の二号を加える。

四　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として四〇九六値直交振幅変調を用いるものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対してマイナス一六デシベル以上プラス一六デシベル以下であること。

五　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として二五六値直交振幅変調又は一〇二四値直交振幅変調を用いるものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対してマイナス一〇デシベル以上プラス一〇デシベル以下であること。

第十七条を次のように改める。

（入力信号の条件）

第十七条　標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号の条件は、次の各号のいずれかでなければならない。

一　デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合にあっては、最悪月において九九パーセントの確率で、搬送波のレベルと雑音のレベルとの比が次のとおりであること。

イ　搬送波の変調の型式が四相位相変調の場合にあっては、一〇デシベル以上

ロ　搬送波の変調の型式が八相位相変調の場合にあっては、一三デシベル以上

ハ　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の四一から一二〇分の九三までの十六値振幅位相変調の場合にあっては、一五デシベル以上

ニ　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九までの十六値振幅位相変調の場合にあっては、二一デシベル以上

二　デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合にあっては、復調後におけるビット誤り率が、最悪月において九九パーセントの確率で1×10^{-8}以下（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前とする。）であること。

第十八条第一項中「、一、三一八・〇〇」の下に「、一、三五六・三六」を加える。

第十九条第一項の表を次のように改める。

区別	条件
一　搬送波の周波数の許容偏差	プラスマイナス一・五メガヘルツ以内
二　搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）	次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A=48+10\log_{10}(Z/75)$ $B=81+10\log_{10}(Z/75)$
三　搬送波のレベルと他の搬送波のレベルとの差	その搬送波のレベルと隣々接の搬送波（隣接する搬送波に隣接する搬送波をいう。）のレベルとの差は三デシベル以内
四　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同じ。）の搬送波の入力端子から受信者端子までのもので、当該搬送波の周波数を含む二八六メガヘルツ（デジタル放送の標準方式	（一）　搬送波の変調の型式が四相位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、八デシベル以上 （二）　搬送波の変調の型式が八相位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一一デシベル以上